

古河市 SDGs パートナー制度実施要領

(目的)

第1条

古河市 SDGs パートナー制度は、市内の各団体等における SDGs 達成に向けた自主的な取組を支援し、古河市における SDGs に対する取組の裾野拡大を図り、市内における SDGs の取組の活性化につなげることで、市の持続可能な発展を図るものである。

この要領は、「古河市 SDGs パートナー制度」(以下「パートナー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 市及びパートナー制度の登録団体(以下「パートナー」という。)は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) SDGs の達成に資する活動
- (2) SDGs の達成に向けた市との連携活動
- (3) 市民に向けた SDGs 普及啓発活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要と認める活動

(登録対象)

第3条 パートナー制度の対象は、第1条の目的に賛同し、古河市内に所在する又は古河市内において事業実態があり、SDGs 達成に向けた取組及び SDGs の普及啓発の取組を行っている団体(企業、市民団体、特定非営利活動法人等)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、登録の対象外とする。

- (1) 登録団体の信用を著しく損なうとき又は損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令もしくは公序良俗に反するとき又は反するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資するおそれがあるとき。また、古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第1号から第4号までに規定するものが関与し、又は経営する法人であるとき。
- (4) 政治活動または宗教活動を目的とする活動であると認められるとき。
- (5) その他パートナー制度の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき。

(登録申請)

第4条 パートナーとしての登録を申請する者は、古河市 SDGs パートナー登録申請書を事務局に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申し込みがあり次第、速やかに内容を確認し、その結果を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、パートナーの登録をしたときは、当該登録者にパートナー登録証を交付するものとする。

4 市長は、パートナー登録者の名簿を整備し保管するものとする。

（登録情報の変更）

第5条 パートナーは、登録情報（取組・活動内容等含む）に変更が生じたときは、市長に速やかに報告するものとする。

（登録期間）

第6条 パートナーの登録期間は、登録日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日までにパートナーから取下げの申し出がない場合は、さらに一年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（取組報告書）

第7条 パートナーは、登録年度又は継続年度内に1回以上取組報告書を市長に提出するものとする。

（登録の取下げ）

第8条 パートナーが登録の取下げを希望する場合は、古河市SDGsパートナー登録取下げ願の提出により、市長に届け出るものとする。

（登録の取消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- （1）第3条各号に該当すると認められるとき。
- （2）解散等の理由により連絡が取れなくなったとき。
- （3）提出書類に虚偽の記載その他不正の行為があったとき。
- （4）連続して3年度分の取組報告書の提出が無いとき。

2 前項の規定により登録を取り消したときは、当該パートナーをパートナー名簿から抹消する。

（事務局）

第10条 パートナー制度の運営、管理等の事務は、古河市SDGs推進所管課が行うものとする。

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。